

別表第2（第5条関係）

対象事業	事業対象経費の内容	補助率	補助上限額
(1) 人材確保事業	<p>ア 就職・転職情報サイト等への掲載費用</p> <p>イ 県外の就職関連イベント出展料、イベント開催時に必要な用品の購入、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料</p> <p>ウ 採用情報を発信するための自社ホームページの新規作成又は改修を外注する際の費用</p> <p>エ Web説明会・面接ツールの導入を行うための導入費用</p> <p>オ 新規就職者採用に係る人材紹介会社への手数料</p>		
(2) 人材育成事業	<p>ア 資格取得のための講習会への参加費、受験料（受験手数料）、登録免許料、交通費及び宿泊費</p> <p>イ 研修を受けるための受講料、教材費、交通費及び宿泊費</p> <p>ウ 研修会等を実施するための会場借上料</p> <p>エ 研修会等を招聘する講師の謝金、交通費及び宿泊費</p> <p>※交通費及び宿泊費のみを申請する場合は対象外</p> <p>※飲食代は対象外</p> <p>※交通費は公共交通機関の利用に係る費用に限る。</p>	4分の3以内	20万円
(3) 外国人材活躍推進事業	講師の謝金及び交通費、原材料・消耗品費、印刷製本費、役務費（通信運搬費、保険料等）、委託費、使用料及び賃借料	10分の10	10万円 ※複数の補助対象者が共同で事業を行う場合、20万円